

昭和三十二年厚生省令第十六号

保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十一条ノ四第一項及び第四十三条ノ六第一項（これらの規定を同法第五十九条ノ二第七項において準用する場合を含む。）の規定に基き、並びに日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）を実施するため、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則を次のように定める。

（療養の給付の担当の範囲）

第一条 保険薬局が担当する療養の給付及び被扶養者の療養（以下単に「療養の給付」という。）は、薬剤又は治療材料の支給並びに居宅における薬学的管理及び指導とする。

（療養の給付の担当方針）

第二条 保険薬局は、懇切丁寧に療養の給付を担当しなければならない。

（適正な手続の確保）

第二条の二 保険薬局は、その担当する療養の給付に關し、厚生労働大臣又は地方厚生局長若しくは地方厚生支局長に対する申請、届出等に係る手続及び療養の給付に関する費用の請求に係る手続を適正に行わなければならぬ。

（健康保険事業の健全な運営の確保）

第二条の三 保険薬局は、その担当する療養の給付に關し、次の各号に掲げる行為を行つてはならない。

一 保険医療機関と一体的な構造とし、又は保険医療機関と一体的な経営を行うこと。

二 保険医療機関又は保険医に対し、患者に対する特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行うことの対償として、金品その他の財産上の利益を供与すること。

三 保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行ふことのないよう努めなければならない。

（経済上の利益の提供による誘引の禁止）

第二条の三の二 保険薬局は、患者に対して、第四条の規定により受領する費用の額に応じて当該保険薬局における商品の購入に係る対価の額の値引きをすることその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を提供することにより、当該患者が自己の保険薬局において調剤を受けるよう誘引してはならない。

2 保険薬局は、事業者又はその従業員に対して、患者を紹介する対価として金品を提供することその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を提供することにより、患者が自己の保険薬局において調剤を受けるよう誘引してはならない。

二号又は第四号に掲げる」と、「事由によつて」ことその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を提供することにより、患者が自己の保険薬局において調剤を受ける方法により」とする。

第三条の四 保険薬局は、その薬局内の見やすい場所に別に厚生労働大臣が定める事項を掲示しなければならない。

（掲示）

第二条の四 保険薬局は、その薬局内の見やすい場所に別に厚生労働大臣が定める事項を掲示しなければならない。

（処方箋の確認等）

第三条 保険薬局は、被保険者及び被保険者であつた者並びにこれらの者の被扶養者である患者（以下単に「患者」という。）から療養の給付を受けることを求められた場合には、その者の提出する処方箋が健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第六十三条第三項各号に掲げる病院又は診療所において健康保険の診療に從事している医師又は歯科医師（以下「保険医等」という。）が交付した処方箋であること及び次に掲げるいずれかの方法によつて療養の給付を受ける資格があることを確認しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由によつて療養の給付を受ける資格があることの確認を行うことができない患者であつて、療養の給付を受ける資格が明らかなるものについては、この限りでない。

（要介護被保険者等の確認）

第三条の二 保険医療機関等は、患者に対し、居宅療養管理指導その他の介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第一項に規定する居宅サービス又は同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービスに相当する療養の給付を行つては、同法第十二条第三項に規定する被保険者証の提示を求めるなどにより、当該患者が同法第六十二条に規定する要介護被保険者等であるか否かの確認を行うものとする。

（患者負担金の受領）

第四条 保険薬局は、被保険者又は被保険者であつた者について法第七十四条の規定による一部負担金並びに法第八十六条の規定による療養についての費用の額に法第七十四条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額の支払を、被扶養者については法第七十六条第二項又は第八十六条第二項第一号の費用の額の算定の例により算定された費用の額から法第一百十条の規定による家族療養費として支給される額（同条第一項第一号に規定する額に限る。）に相当する額を控除した額の支払を受けるものとする。

（処方箋等の保存）

第六条 保険薬局は、患者に対する療養の給付に関する処方箋及び調剤録をその完結の日から三年間保存しなければならない。

（通知）

第七条 保険薬局は、患者が次の各号の一に該する場合には、遅滞なく、意見を付して、その旨を全国健康保険協会又は当該健康保険組合に通知しなければならない。

一 正當な理由がなくて、療養に関する指揮に従わないとき。

二 詐欺その他不正な行為により、療養の給付を受け、又は受けようとしたとき。

（後発医薬品の調剤）

第七条の二 保険薬局は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十条の四第一項各号に掲げる医薬品（以下「新医薬品等」という。）とその有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有する医薬品として、同法第十四条又は第十九条の

二号又は第四号に掲げる」と、「事由によつて」ことその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を提供することにより、患者が自己の保険薬局において調剤を受ける方法により」とする。

四条の二 保険薬局は、前条の規定により患者とあるのは「事由によつて第二号又は第四号に掲げる方法により」とする。

（領収証等の交付）

二号又は第四号に掲げる」と、「事由によつて」ことその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を提供することにより、患者が自己の保険薬局において調剤を受ける方法により」とする。

（領収証を無償で交付しなければならない。

厚生労働大臣の定める保険薬局は、前項に規定する書面による請求を行つては、前項の規定により届出を行つた保険薬局については、前項の規定は、適用しない。

（明細書の交付は、無償で行わなければならぬ。）

前項に規定する明細書の交付は、無償で行わなければならぬ。

（要介護被保険者等の確認）

第四条の二の二 前項の厚生労働大臣の定めたる領収証を交付するときは、正当な理由がない限り、個別の費用ごとに区分して記載した請求に関する命令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）附則第三条の四第一項の規定により同項に規定する書面による請求を行つては、前項の規定により届出を行つた保険薬局については、前項の規定は、適用しない。

（明細書を交付しなければならない。）

（領収証を無償で交付しなければならない。

厚生労働大臣が定める保険薬局は、前項に規定する書面による請求を行つては、前項の規定により届出を行つた保険薬局については、前項の規定は、適用しない。

（明細書を交付しなければならない。）

前項に規定する明細書の交付は、無償で行わなければならぬ。

（要介護被保険者等の確認）

第四条の二の二の二 前項の厚生労働大臣の定めたる領収証を交付するときは、正当な理由がない限り、当該費用の計算の基礎となつた項目ごとに記載した請求に関する命令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）附則第三条の四第一項の規定により同項に規定する書面による請求を行つては、前項の規定により届出を行つた保険薬局については、前項の規定は、適用しない。

（明細書を交付しなければならない。）

前項に規定する明細書の交付は、無償で行わなければならぬ。

（要介護被保険者等の確認）

第四条の二の二の二の二 前項の厚生労働大臣の定めたる領収証を交付するときは、正当な理由がない限り、当該費用の計算の基礎となつた項目ごとに記載した請求に関する命令（昭和五十二年厚生省令第三十七号）附則第三条の四第一項の規定により同項に規定する書面による請求を行つては、前項の規定により届出を行つた保険薬局については、前項の規定は、適用しない。

（明細書を交付しなければならない。）

前項に規定する明細書の交付は、無償で行わなければならぬ。

（要介護被保険者等の確認）

第四条の二の二の二の二の二 前項の厚生労働大臣の定めたる領収証を交付するときは、正当な理由がない限り、当該費用の計算の基礎となつた項目ごとに記載した請求に関する命令（昭和五十三年厚生省令第三十八号）附則第三条の四第一項の規定により同項に規定する書面による請求を行つては、前項の規定により届出を行つた保険薬局については、前項の規定は、適用しない。

（明細書を交付しなければならない。）

前項に規定する明細書の交付は、無償で行わなければならぬ。

（要介護被保険者等の確認）

第四条の二の二の二の二の二 前項の厚生労働大臣の定めたる領収証を交付するときは、正当な理由がない限り、当該費用の計算の基礎となつた項目ごとに記載した請求に関する命令（昭和五十四年厚生省令第三十九号）附則第三条の四第一項の規定により同項に規定する書面による請求を行つては、前項の規定により届出を行つた保険薬局については、前項の規定は、適用しない。

（明細書を交付しなければならない。）

前項に規定する明細書の交付は、無償で行わなければならぬ。

（要介護被保険者等の確認）

第四条の二の二の二の二の二 前項の厚生労働大臣の定めたる領収証を交付するときは、正当な理由がない限り、当該費用の計算の基礎となつた項目ごとに記載した請求に関する命令（昭和五十五年厚生省令第四十号）附則第三条の四第一項の規定により同項に規定する書面による請求を行つては、前項の規定により届出を行つた保険薬局については、前項の規定は、適用しない。

（明細書を交付しなければならない。）

前項に規定する明細書の交付は、無償で行わなければならぬ。

（要介護被保険者等の確認）

第四条の二の二の二の二の二 前項の厚生労働大臣の定めたる領収証を交付するときは、正当な理由がない限り、当該費用の計算の基礎となつた項目ごとに記載した請求に関する命令（昭和五十六年厚生省令第四十一号）附則第三条の四第一項の規定により同項に規定する書面による請求を行つては、前項の規定により届出を行つた保険薬局については、前項の規定は、適用しない。

（明細書を交付しなければならない。）

前項に規定する明細書の交付は、無償で行わなければならぬ。

一の規定による製造販売の承認（以下「承認」という。）がなされたもの（ただし、同法第十四条の四第一項第二号に掲げる医薬品並びに新医薬品等に係る承認を受けている者が、当該承認に係る医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一であつてその形状、有効成分の含量又は有効成分以外の成分若しくはその含量が異なる医薬品に係る承認を受けている場合における当該医薬品を除く。）（以下「後発医薬品」という。）の備蓄に関する体制その他後の後発医薬品の調剤に必要な体制の確保に努めなければならない。

第八条 保険薬局における （調査の一 般的方針）

3 保険薬剤師は、処方箋に記載された医薬品に係る後発医薬品が次条に規定する厚生労働大臣の定める医薬品である場合であつて、当該処方箋を発行した保険医等が後発医薬品への変更を認めているときは、患者に対して、後発医薬品に関する説明を適切に行わなければならぬ。この場合において、保険薬剤師は、後発医薬品を調剤するよう努めなければならない。

3 保険薬剤師は、調剤を行う場合は、患者の服薬状況及び薬剤服用歴を確認しなければならない。

3 保険薬剤師（以下「保険薬剤師」という。）は、保険医等の交付した処方箋に基いて、患者の療養上妥当適切に調剤並びに薬学的管理及び指導を行わなければならない。

第九条 保険薬剤師は、厚生労働大臣の定める医薬品以外の医薬品を使用して調剤してはならない。ただし、厚生労働大臣が定める場合においては、

第九条の二 保険薬剤師は、調剤に当たつては、
被保険者に販賣する薬を販賣して販賣することを行
(保険薬剤師の倫理が運営の確保)

ことのないよう努めなければならぬ。
(調剤録の記載)

第十条 保険薬剤師は、患者の調査を行つた場合には、遅滞なく、調剤録に当該調剤に関する必要な事項を記載しなければならない。
(適正な費用の請求の確保)

| 附 則 | | （施行期日） | 第一条の業 | 第二条（見合しをもつて） | 第七条 | 第一百十条第八十六条第二項又第七十六条第三項は第百十条第三項 |
|-----|--|----------------------------|----------|--------------|-----|--------------------------------|
| 附 則 | （施行期日） | 第一条の業 | 第九健康保険事業 | 全国健康保険協会 | 第七条 | 第一百十条第三項は第百十条第三項 |
| 1 | この省令は、昭和三十二年五月一日から施行する。 | （健康保険及び船員保険保険薬剤師療養担当規程の廃止） | 健康保険事業 | 全国健康保険協会 | 第七条 | 第一百十条第三項は第百十条第三項 |
| 2 | 健康保険及び船員保険保険薬剤師療養担当規程（昭和二十五年十月厚生省告示第二百七十五号）は、廃止する。 | （昭和四八年一〇月一日厚生省令第三九号）抄 | 業 | 船員保険事業 | 第七条 | 第一百十条第三項は第百十条第三項 |
| 1 | この省令は、公布の日から施行する。 | （昭和五九年一二月二八日厚生省令第四八号）抄 | | | 第七条 | 第一百十条第三項は第百十条第三項 |
| 1 | この省令は、昭和五十年一月一日から施行する。 | （昭和五六年五月二九日厚生省令第三八号） | | | 第七条 | 第一百十条第三項は第百十条第三項 |
| 1 | この省令は、昭和五十六年六月一日から施行する。 | （昭和五九年九月一二日厚生省令第四六号） | | | 第七条 | 第一百十条第三項は第百十条第三項 |
| 1 | この省令は、昭和五十九年十月一日から施行する。 | （平成六年三月一六日厚生省令第一〇号）抄 | | | 第七条 | 第一百十条第三項は第百十条第三項 |
| 1 | この省令は、平成六年四月一日から施行する。 | （平成六年八月五日厚生省令第五〇号）抄 | | | 第七条 | 第一百十条第三項は第百十条第三項 |
| 1 | この省令は、平成六年十月一日から施行する。 | （平成八年三月八日厚生省令第六号） | | | 第七条 | 第一百十条第三項は第百十条第三項 |

て、療養の給付又は指定訪問看護を受ける資格があることを確認することができる。